会 議 録

会議の名称	弘前市指定管理者選定等審議会
開催年月日	令和5年7月10日(月)
開始・終了時刻	8時57分 から 12時03分まで
開催場所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議長等の氏名	奈良 道明
出 席 者	委員 菊池 励美 委員 小林 太郎 委員 番場 邦夫 委員 奈良 道明(会長)
欠 席 者	委員 飯島 裕胤
施設所管部職員の	(弘前市民体育館等) (弘前市金属町体育センター) (弘前市金属町体育センター) (岩木山総合公園等) (岩木川市民ゴルフ場) 健康こども部長 スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課課長補佐 スポーツ振興課主幹兼スポーツ振興係長 スポーツ振興課主査 スポーツ振興課主事 (弘前市りんご公園) 農林部長 りんご課展長 りんご課課長補佐 りんご課販売・発信係長 りんご課販売・発信係長 りんご課販売・発信係主事 (弘前市関格育センター) (佐伯 尚幸 小山内 一仁 若松 義人 平野 家隆 小山 侑伸 川村 拡

施設所管部職員の 職 氏 名	(鳴海要記念陶房館) 教育部長 成田 正彦 博物館長 熊谷 義昭 博物館館長補佐 川村 快之 博物館主幹兼運営係長 高橋 貢
事務局職員の職 氏 名	管財課長 管財課公共施設マネジメント推進室総括主幹 坪田 幸治 管財課公共施設マネジメント推進室主査 金野 人史 管財課公共施設マネジメント推進室主査 工藤 寛明
会議の議題	案件 1. 弘前市立弓道場ほか計21施設の指定管理者候補者の選定 方法、指定期間及び選定基準等について
会議結果	1. 弘前市立弓道場ほか計21施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について (1) 弘前市民体育館等 弘前市民体育館等 弘前市民体育館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (2) 弘前市南富田町体育センター 弘前市南富田町体育センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (3) 弘前市金属町体育センター 弘前市金属町体育センター 弘前市金属町体育センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (4) 岩木山総合公園等 岩木山総合公園等 岩木山総合公園等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (5) 岩木川市民ゴルフ場 岩木川市民ゴルフ場の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(6) 弘前市りんご公園

弘前市りんご公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(7) 鳴海要記念陶房館

鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(附帯意見)

(1)から(5)の施設について、今回更新においては指定管理の対象施設のグループ分けに係る理由を明確にすること。

また、次回更新時に改めて対象施設のグループ分けについて検討を行うものとする。

会議資料の名称

- ・案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧(資料1)
- ・指定管理者制度に係る今後のスケジュール(資料2)
- ・指定管理者制度の導入に係る方針(資料3)
- 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿(資料4)

会議内容

【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】

(議長)

全体の概要について、事務局の説明を求める。

(事務局)

本日審議する施設は、資料1の一覧に記載のとおり弘前市弓道場ほか計21施設となっている。

これは令和6年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了するため、更新手続をとるものである。

なお、選定方法は、鳴海要記念陶房館は非公募、他の施設は 全て公募としている。

■弘前市立弓道場ほか計 21 施設

(議長)

弘前市立弓道場ほか計 21 施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について審議を行う。

会議の進め方は、資料1により募集グループごとに施設所管部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、健康こども部から弘前市立弓道場ほか計 21 施設の 選定方法等について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

今回温水プール石川をグループに組み入れて金属町体育センターを外したが、このグループ分けの根拠は。もう少し分けた方がエントリーしやすくなり、公募する意味があるのでは。

次に、指定期間が今回5年になったのは短い方が良いという 判断か。また、他の募集案件も含めて選定基準や要請する事項 が基本的に同じように見受けられる。その中でも要請する事項 の①と②の差がよくわからない。

また、安心・安全を第一としながら、要請事項や成果指標、 選定基準に安心・安全に係る記載がない。熱中症やスポーツに おける安全性が問われている中で、その点を指定管理者に要請 すべきではないか。求める資格についても、例えば公益財団法 人日本スポーツ施設協会の公認スポーツ施設管理士やその他類 似資格を求めるなど、安全性の担保を盛り込むべき。

グループ分けについては、現在の指定管理者である市スポーツ協会へのヒアリング等でも、施設をまとめて管理した方が費用面や委託等の面でメリットがあるという話を受けていたことから、このような形に分けたところ。

その一方、他の施設の指定管理者であるスポネット弘前などからは、昨年、管財課が行った指定管理者制度に関するアンケートで他の施設への参入意向が確認されているが、あまり規模感が大きくなると厳しい部分も出てくるため、まずは今回、プールのある施設を一緒にすることとして温水プール石川を加えたもの。

金属町体育センターは、南富田町体育センターと類似する施設であり、いずれも町会に使用され、雇用能力開発機構から払下げを受けて市の施設とした経緯がある。施設がだいぶ古くなってきていることもあり、今回、グループから独立させて一層の利用促進を図ることができる指定管理者に管理していただきたいという考えのもとでグループ分けをした。

指定期間を 10 年から 5 年に変更する理由については、体育施設に指定管理者制度を導入した平成 26 年度当時、市民の健康づくりのためには長期的な指定期間が必要ということで 10 年としたが、この間で蓄積されたノウハウやデータがあることから、市の指定管理者制度の運用で一般的な 5 年でも健康づくりの事業を十分展開していけると考えたものである。

また、特に要請する事項の①と②については、2点とも利用促進の視点で設定しており、大きな違いでいくと、要請事項の①では指定管理者自らの管理によって利用を増やす方法等として自主事業を中心としたより良い提案を求めている。これに対して要請事項の②では、市民との協働という観点でスポーツに限らず地域を巻き込んだ形で提案を求めるものである。

安心・安全に関する要請がない点については、検討して追加することも考えたい。なお、評価項目の「(3)施設の設置目的を効果的に達成することができること」の「③施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性」において安全・安心な施設の提供という視点も網羅されていると考えている。ただし、わかりづらいということであるので、表現は少し検討させていただきたい。

(施設所管課)

補足として、安心・安全については募集要項と基準書に明記をしているが、今回の審議会の資料では利用促進をピックアップした。

例えば、募集要項の3ページの一番上で、利用者の平等や安全・安心・快適に施設等を利用できるような適正管理について

触れており、基準書の1ページ目にも管理に関する基本的な考え方として、利用者の安全確保には当然留意しながら管理するのが基本であると明記しているので、施設管理において安心・安全がベースになっていることについては補足したい。

(委員)

スポネット弘前などの規模では施設数が多いのではないかとの話であったが、そうなると公募でありながらも市スポーツ協会ありきのような話になってしまうのではないか。

プールがある施設をまとめるのは考え方としては妥当。夏は 水に関わる事故が非常に多く命にも関わるし、利用促進と安全 性の確保は表裏一体。この案件は引き続き同じ指定管理者が指 定されていく可能性が高いと思われるが、馴れ合いにならず、 きちんとした安全性の担保を資格も含めて押さえてほしい。具 体の資格などを条件として入れていくべき。

(議長)

安心・安全はまず掲げなければならないものだと思う。その 辺を踏まえて選定方法等一覧や要請事項等の表現を検討してい ただきたい。

(委員)

施設利用者の意見の吸い上げ方を確認したい。6 ページの管理運営業務の評価に、利用者アンケートやホームページ SNS 等を活用し利用者ニーズの把握に努める、という記載があるが、例えば施設に用紙を置いてアンケートをとっているのか、もしくはホームページなどを通じて自宅などから回答できるような形になっているのか、現状を教えていただきたい。

(施設所管課)

施設窓口のアンケートボックスで集めるものの他、指定管理 者のホームページでもお客様の声という形で受け付けている。

窓口アンケートは年に1回、ホームページは随時、指定管理者が回答している。

(委員)

年間ではどのぐらい意見が届いているのか。

(施設所管課)

詳細の数字を持ち合わせていないが、確か市民体育館で年間 100 件ちょっと。ホームページは年間数件程度であるように聞 いている。

(委員)

意外にホームページが少ない気がするが、ホームページがあることをそもそも知らないのではないか。そのような方々からも意見を吸い上げるように広めていただきたい。

次に 10 ページの収支予算比較のところで、令和 5 年度と令

和6年度を比べると人件費が少なくなっている。ただ過去の収支実績では令和4年度の人件費がより低い状態になっているので、これは令和5年度の段階で人件費を上げて、それが多すぎたから令和6年度に少なくしたということか。

(施設所管課)

多過ぎたということではなく、人件費は近年ちょっとずつ上がっており最低賃金の上昇もあるので、令和5年度はそれらを加味して予算措置をした。令和6年度がマイナスになっている点については、令和5年度をベースとしつつ、給料そのものではなく共済費部分を最新の単価でより適正に精査したところ、結果的に共済費が110万8,500円のマイナスになったもの。

(委員)

そうすると、令和 5 年度は予算で 1 億 1,171 万 8,000 円措置 しているけれども、実績はもうちょっと少なかったということ か。

(施設所管課)

人件費が増えているのは施設を組み替えた関係であり、金属 町体育センターより温水プール石川の方が管理している人が多 いため。

(委員)

令和 5 年度の収支予算には温水プール石川の分は入っていないという理解で良いか。

(施設所管課)

金属町体育センターと温水プール石川を組み替えた新しいグループで計算している。

減額になったのは、先ほどの説明のとおり、全体の共済費について新しい率で計算したことによるものである。

(議長)

千年のテニスコートが今年度改修で休んでいるが、その分の 影響もあるのか。

(施設所管課)

影響はしていない。休止していても見守り巡回を含めて必要な管理を現在も行っているので、減額にはならない。

(委員)

基準書の「その他市民体育館等の管理上必要があると認める業務」のところで、地域防災計画で災害時の避難所に指定されている施設については、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、指定管理者は市の指示に従い対応してくださいと書かれているが、これは災害時にあって市の指示が出た場合は指定管理者の業務として実施していただけるという理解で良い

のか。また、こういった緊急時の連絡体制がどうとられているか、施設の開錠や施錠は市もできるのか、指定管理者でなければできないのかというところを確認したい。

(施設所管課)

避難所対応に関しては、これまでも指定管理者の業務の一環 として対応していただいており、今後も同様の考えである。

施錠に関しては、基本的に機械警備等を指定管理者が入れて 管理していただいているところであり、市が特に鍵を預かって いるということは現時点ではない。

連絡体制については、指定管理者の緊急連絡先として携帯等を含めて把握しており、非常時はそれを利用して連絡を取るという形をとっている。

(委員)

施錠や解錠の関係は指定管理者が実施するので市が緊急に開けることはできないということであるので、急遽開けなければならないときに連絡が取れる体制が重要になってくる。その点はしっかりやっていただきたい。

(議長)

その他あるか。

募集する施設のグループ分けについて、括り方によっては市スポーツ協会ありきに見えるなどの意見があったが、その点をどう扱うか。付帯意見として付すべきか。

(委員)

公募するからには、特定の事業者ありきに見える形はよろしくない。

また、安全性に関しては、選定方法等一覧と募集要項が整合していない感じがする。選定方法等一覧が簡便に書かれすぎているので、募集要項でも明記すべきではないか。

やはり募集のグループ分けがこれでよいのかという付帯意見 をつけるべきかと・・・。

(議長)

ただ今の意見について他の委員はどう考えるか。

(委員)

付帯意見をつける場合はどのような形になるのか。例えば、 今回はこの内容でいくけれども、次回の公募の際は考えてくだ さいということになるのか。どういう表し方になるのか。

(事務局)

これまでの例では、市立観光館の募集の際に次回は公募の検討をという形があった。付帯意見の付け方としては、今回の検

討でも次回の検討でも、どちらでも可能。

(委員)

例えば、グループ化する理由をより具体的に説明してくださいという形の意見ではどうか。

(議長)

今の意見についてはいかがか。

(委員)

公平性という点で、大きい募集単位ほど対外的にきちんと説明ができないといけない。このグループは一つ一つの施設は小さいが 12 施設にもなっているので。

(議長)

そうすると、今回はこの形でいくが、この形にまとめた説明 をはっきりしていただくとともに、次回に向けては検討してい くこと、というような形で付帯意見を付すということでよいか。

<委員了承>

(議長)

それでは、選定方法等については妥当であると決定する。

■弘前市南富田町体育センター、弘前市金属町体育センター

(議長)

続いて、弘前市南富田町体育センターと弘前市金属町体育センターの選定方法等について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

まず、先ほどのグループと両体育センターの募集の差がどこ にあるのか。施設の特色による要請や募集要項の違いがあるの であれば、教えていただきたい。

それから、南富田町体育センターの人件費が変わっていないが、最低賃金が上がってきているなかでやっていけるのか。現在の職員配置体制から1人当たりの人件費を出すと若干少ない感じがした。これに対して金属町体育センターは予算が多いように見える。

募集要項において明確な違いはないと思う。ただ、これまでの自主事業や町会向けの活動などを基準や選定方法等の一覧で記載しているので、これを強く訴えたい。募集要項を含めて記載内容を検討させていただきたい。

また、南富田町体育センターの人件費は、現状も最低賃金を クリアする形で運営されており、今回変わらないことに関して も特に問題はないと考えている。金属町体育センターは、現在、 市スポーツ協会が3名で運営しているが、施設規模が同じとい うこともあって今回は南富田町体育センターと同じ規模の予算 とした。そのため、金属町体育センターの人件費が職員数に対 して多いように見えるもの。

(議長)

金属町体育センターの職員体制は変わるのか。

(施設所管課)

変わるかどうかは提案者次第である。現状3名の人員配置でやっている旨を募集要項と選定方法等の一覧に記載している。

(議長)

今回の募集では両施設を同じ規模の予算で見ていて、現在は 南富田町体育センターが5人、金属町体育センターが3人で運 営しているので、そこだけで比べてしまうと確かに違和感を覚 えるが、応募する方がどういう体制でくるかによるという理解 でよいか。また、人件費がいくらということではなく、指定管 理料全体で見て運営してくださいという理解でよいか。

(施設所管課)

はい。

(委員)

同じぐらいの施設の規模で、なぜ片方には職員が5人いて、 一方は3人でできるのか。現状の職員配置がなぜ違うのか。見 解をお聞きしたい。

(施設所管課)

南富田町体育センターは短時間勤務の方を入れて 5 人である。4 時間勤務の方がいると聞いており、人数では多く見えてしまうのが現状だと思う。

(委員)

現在の職員配置体制として、正職員 4 人、非常勤職員 1 人と書いてあるが、そうすると正職員であっても短時間勤務の方がいるということか。

人件費の予算は997万8,000円で変わっていないという話だが、かたや令和4年度の実績を見ると818万円になっている。 これを見ると増えている気がするが、これはどう考えればよい のか。

(施設所管課)

市の試算ではこの予算規模になる。具体の確認は取っていないが、指定管理者が職員のローテーションを含めて工夫し、人件費を抑えながら運営しているものと理解している。

(委員)

指定管理者の工夫によってコストを抑えられているということであれば、その抑えた分を指定管理者が違うところに使っても市としては認めるのか。それは指定管理者のさじ加減という話なのか。

(施設所管課)

指定管理料に関しては、指定管理者の工夫で抑えられた分は 指定管理者の裁量でよいこととなっている。

(委員)

市が試算した人件費よりも低い金額になっていて、180 万円 ぐらい違うということであれば、心配なのはどういう働き方に なっているのかというところ。市の積算も、最低賃金などをベ ースに決して高く見積もっているわけではないと思うが、その 辺が逆に大丈夫なのかという気がする。この点はどうなのか。

(施設所管課)

詳しい資料が手元にないが、現時点で最低賃金を割り込んでいるなどといったことは指定管理者から聞き及んでいない。単価の高い低いはあるかもしれないが、今の時点では特に問題なく運営されていると認識している。

(委員)

あまりにも賃金が低すぎる場合には、そういった視点でも注 意して見ていただきたい。

(委員)

どちらの施設も、設置目的としては児童生徒から高齢者まで 各世代に合ったという部分で書かれているが、各世代の利用状 況はどうか。

(施設所管課)

詳細なデータはないが、スポーツ少年団や地域のスポーツクラブを含めて使われている実態もあり、また、自主事業に関しても子供から高齢者の方まで幅広く参加いただいているということがあるので、広く使われているのではないかと考えている。

(委員)

利用の内訳はきちんと把握していただきたい。今後の展開に 関わるものである。どの年代層がどのように使っているか利用 状況の把握はしていただきたい。

アンケートの回答をもとにすると、例えば金属町体育センターでは 10~20 代が半数近く。近くに南高校もあるので 60~70 代は 2 割切る程度。若い世代によく利用されているといえる。

金属町体育センターも南富田町体育センターも、町会活動に 使われる和室も備えている点で、他の体育施設に比べて地域の 利用がある施設になっている。

(議長)

それでは弘前市南富田町体育センターと弘前市金属町体育センターの選定方法等について、このとおり決定してよろしいか。

(委員了承)

(議長)

それでは、このように決定する。

■岩木山総合公園等

(議長)

それでは続いて、岩木山総合公園等の選定方法等について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

岩木地区にあるから三つの施設をまとめるという話だけでは 説明不足ではないか。夏は総合公園に配置し、冬はスキー場に 配置するという人のやりくりかと思うが、三つをまとめる理由 を明示した方がよい。

あと、専門資格等の要件にある「鉄道事業法に規定する索道 技術管理者」、この資格は何か。冬のスポーツはとても危ないと 思うが、安心・安全、事故対応についての要請が、募集要項上 どこに載っているのか教えていただきたい。

3 点目として、現在の職員配置体制について、グループ全体 74.5 人のうちのアルバイト 60 人について、どのような配置で 人件費予算がどうなっているのか説明を。

索道とはリフトのことであり、これを運営するにあたって国 交省の資格が必要であるため明記しているもの。この資格自体 が事故対応や安全と直結するものではない。あくまでリフトの 運営上で必要となるもの。

事故対応に関しては、もちろんスキー場のスタッフがきちんと対応しているが、管理の条件としてしか記載がなく具体には書いていなかった。

三つの施設のグループ化に関しては、夏場と冬場の雇用があるのでまとめている。あとは、冒頭の市民体育館グループでも触れたが、まとめることによるスケールメリットや経費の削減が見込めるということもあるので、この三つをまとめているところ。

(委員)

スポーツという特殊性から、公募しても同じ指定管理者で更新されていく可能性が高いと思われるので、なおさらスタッフの教育訓練が大事。馴れ合いでは非常に危ないので、きちんとした研修制度を要請すべき。やはり水と冬のスポーツに関しては、命に係わる大きい事故に結びつくと思うので、しっかり取り組んでほしい。

また、募集要項に明記してほしい。スタッフの教育訓練あるいは適切な資格があるのであればそれを要請するなり、もう少し事故対応についての要請をしていただきたい。

あと、74.5人の人件費について、積算の内訳を説明いただいていないようだが。

(施設所管課)

人件費の積算上、冬季アルバイトが多い。そうまロマントピアスキー場と岩木山百沢スキー場では12月から3月までアルバイトを雇用しており、1月と2月が多い。

冬季アルバイトスタッフは 60 人。臨時職員は 2.5 人で、0.5 人となっているのは通年ではなく冬季半年間 1 人を雇用するから。職員は 10 名で、このほか施設の管理者として主任級 1 人、3 施設を統括するスタッフ 1 人という積み上げである。

(議長)

積算金額の内訳はないのか。

(施設所管課)

アルバイトは44万6,000円ほど。60名の冬季アルバイトで。 時給は930円を見込み、時間を乗じて積算している。臨時職員 2.5人は手当なども含み166万円。また、10名の職員は、同じ く手当などを含めて一人当たり250万円を見込んでいる。

(議長)

安全・安心を明記すべきという意見についてはいかがか。

(施設所管課)

施設の安全・安心という部分に関しては必要と認識している。 募集要項等を含めて記載内容に関して検討させていただきたい。

(委員)

76ページの予算で、指定管理者側に黒字が生じている状況に あるから今回は指定管理料を減らしたと書いてある。収支実績 の推移を見ると、確かに毎年かなり黒字になっていることがわ かる。

収入のうちその他として、令和 4 年度に約 16 万円の収入があり、令和 3 年度には約 95 万円の収入があるが、これは何の収入か。

(施設所管課)

スキー場の来場者にかけている保険料の精算金である。シーズンの初めに掛け金を払い、シーズン終了後に来場者の実績に応じて精算し、返金されるもの。

金額に増減があるのは、施設の休止などで来場者に大きな増減があった関係である。

(委員)

こうしてみると平成 26 年度から令和 4 年度までの収支はかなりプラスである。特に平成 30 年度から令和 2 年度では 1,000万円以上プラスになっているが、一方、指定管理料も平成 30 年度と比べるとだんだん増えているように見える。指定管理料が毎年異なる理由と、年々増加している理由を聞きたい。

(施設所管課)

それぞれの経費の部分で例えば車両のリース契約の増額などがある。また、最低賃金の上昇もあって、それらを含めて指定管理料が増加している。

(委員)

例えば令和2年度では1,300万円の利益がでていて、それにも関わらず、若干ではあるが翌年度の指定管理料が増えているところが腑に落ちない。そういう仕組みにならざるを得ないのだろうか。

人件費は最低賃金が上がったことによって前年より増やした ということなのだろうが、その前年の段階で大きな利益が出て いるわけなので、その時々の状況を考慮して見直すことなどは、 今の仕組みではできないのだろうか。

(施設所管課)

確かに金額は大きいが、指定管理者が適正な管理を行った上

で出た黒字に関しては返還させない形になっている。黒字になったからといって翌年の指定管理料が減るということはない。

また、この案件は10年という長い期間での管理になっていたため、その間に指定管理料の取り扱いに関する整理も変わっている。例えば施設の修繕料を毎年計上しているが、現在の整理では修繕しなかった分は返還させることになっているが、この施設に指定管理者制度を導入した平成26年度当時の募集要項では市に返還させるという記載がないので、この部分も黒字になる要因であると考えている。

(委員)

今の説明だと、現状はそうではないが 10 年前の整理では抑えられた修繕費が指定管理者の利益にできたということで、こういうことがあると 10 年の指定期間は長すぎるという印象がある。

10年間でいくら利益が出たのか。一つの団体にこれだけの利益が出ていることについて今さらどういっても変わらないのかもしれないが、このことを踏まえて指定管理料と指定期間については適正に取り扱っていく必要があると感じた。

(委員)

先ほどパラスポーツの説明があったが、自主事業のボッチャ 大会は、これは障がい者だけが参加するものか、障がい理解を 意識して健常者も交えての大会なのか。

(施設所管課)

この大会は、障がい者と健常者を含めてパラスポーツの普及を図るため行っているもの。指定管理者の職員も積極的に関わっており、例えば市内のスポーツクラブなどとも一緒にやっていたと認識している。

(委員)

このほか、キャラクターグッズ販売、売店設置、レストラン 営業もあるが、この辺は収支的にプラスになっている事業なの か。

(施設所管課)

キャラクターグッズに関しては、トモローくんというキャラクターがありタオルや缶バッチなど色々作っている。指定管理者が利用者に無料で配付している時もあるため、収益としてはプラスになっていないのではないか。

(委員)

もう一度 7,155 万円の人件費の内訳を確認したい。黒字が出ている状況での指定管理料なので改めて確認したい。

先ほどの説明は給料のみであり、共済費が別途あることの説明が不足していた。具体の数値については、この手元の表を見ていただく方がわかりやすいかと・・・。

(委員)

大きい単位の募集をしているところは予算も大きくなるので、その理由と内訳について、資料という話ではなく説明できるように準備しておくべき。法定福利費の扱いは。

(施設所管課)

法定福利費は共済費の中に全て含めて整理している。

(委員)

事務費が増えている理由はなにか。

(施設所管課)

令和5年度と6年度の事務費が340万円くらい違っているところは、積算の区分を整理したことによるもの。スキー場の除雪機や圧雪車のリースなどの車両費を、従前は管理費として計上していたが事務費に振り分け直したため、その差額が出たものと認識している。

(議長)

組み替えということか。

(施設所管課)

はい。

(議長)

その他、質問等あるか。

(委員)

やはり利益のところが気になる。100万円単位で収支黒字を 積み上げると6,900万円になる。9年程度で6,900万円もの利 益が一団体に出ているのは、ちょっと異常な状態だと思う。

今回の収支予算もしっかり見積もっているとは思うが、途中で変えることはできないだろうけれど、実績と比べながら、より精緻に見ていただきたい。今後の対応をお願いしたい。

(議長)

今の件、よろしいか。

(施設所管課)

はい。

(議長)

それでは岩木山総合公園等の選定方法等については、このとおり決定してよろしいか。

<委員了承>

(議長)

それではこのように決定する。

■岩木川市民ゴルフ場

(議長)

続いて岩木川市民ゴルフ場の選定方法等について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

令和6年度からの指定管理者に対して食堂の営業はどのようにする予定か。食堂施設が職員配置に影響してくると思うが、 食堂部分を含まないにしても人件費が安いように思われる。

(施設所管課)

食堂に関しては、基準書の施設内容には掲載しているが、現 状、指定管理の業務としては食堂をやっていない。そのため、 人件費の関係でいくと、食堂を指定管理者が自ら行うのか、ま たは自主事業の形で外部に出すかは指定管理者に任せることに なるが、食堂に関して可能であればやっていただきたいと思っ ている。今回は、食堂営業が募集の条件ではない。

(委員)

ただでさえ人件費が少ないと思われる中で食堂もやってほしいという話になると、まったく足りないのではないか。食堂の運営は人件費としては効率が悪い。市が食堂の営業を希望したとしても、これではやれないと思う。

(施設所管課)

現状、スキー場の食堂も含めて、指定管理者が自主事業の形で食堂を営業する事業者を募集し、外注して運営しているケースがある。

そのため、市としては食堂営業のための人件費を積算上考慮していない。自主事業の形で運営できるのであれば、その施設を使っていただきたいという意味も込めて基準書の施設概要に掲載したものである。

(委員)

この施設に限った話ではないが、配置体制の表現として正職

員と臨時職員に分けた人数が記載されているが、ここは身分ではなく、フルタイムなのかパートなのか、あるいは季節雇用なのかという記載にしなければ、人件費が適正かどうか算出しにくい。この臨時職員2人はパートなのか。

(施設所管課)

ゴルフ場の営業期間中の雇用である。4月、5月くらいから、 雪が降る状況にもよるが10月下旬までいるかと思う。

(委員)

そうすれば人件費的には臨時職員2人で実質年間1人分くらいだと思われる。常勤職員4人と臨時職員1人分で合計5人だとした場合、すこし人件費が足りないように見受けられるが、人件費の予算は大丈夫なのか。

(施設所管課)

人件費の積算の金額を申し上げると、給料が職員 4 人分で 951 万円。非常勤が 21 万 675 円で、共済費は 148 万 3494 円。トー タルで 1,120 万 4,169 円である。

(委員)

利用促進の観点からお聞きしたい。まず、施設の料金については指定管理者が左右できるものではなく事前に決まっているという理解でよいか。また、高齢者の料金形態は。

(施設所管課)

現状、65歳以上の市民が無料で、市内の子供は他の体育施設 と同様に無料。一般は1,100円である。

(委員)

非常に安くて使える施設だが、個人的には 65 歳以上の方々で 混んでいると感じている。混雑とのバランスをとって、例えば 無料ではなく 500 円くらいでもいただいてはと個人的には思 う。

ゴルフを始めた人がここで練習を重ねて、それから違うゴルフ場のコースにデビューしていく、といった使い方をするのに非常に良い施設だと思う。ただ、あまりにも65歳以上の方が優遇され過ぎているので、若い方のハードルを下げて使いやすくしていくことについて、もっと工夫がほしい。そうすれば、ゴルフがより親しまれて健康も促進されるという、この施設の目的が達成されるのではないか。

この募集とはあまり関係ないかもしれないが課題として。

(施設所管課)

確かに混んでいるという話はだいぶ聞いている。ただ、実態としては、平日は65歳以上の無料の方が非常に多いが、逆に休日では65歳以上の無料利用が大きく減り、市外の65歳以上の方などが増えている。市外からの利用も多く、その意味での混

雑もあるので、高齢者から料金を取ったからといってスムーズ にいくとは一概には言えないのではないかと考えている。

過去に社会実験的にラウンド回数の制限のようなものをした ことがあるが、事前に情報を耳にされたのか普段と比べてだい ぶ利用が少なかったようだ。

今後、利用制限なども考えていく必要はあるかと思うが、若い方の利用促進に繋げるということも含めて、引き続き検討させていただきたい。

(委員)

令和6年度の指定管理料の積算内訳について、増減の主な理由を確認したい。

(施設所管課)

過去3年の決算額を踏まえ、より実情に即した形で積算を精査した結果、事務費と管理費については減額になった。また、その他の火災保険料と租税公課が過去3年の決算額の平均で積算した結果増額となっている。

(議長)

それでは、岩木川市民ゴルフ場の選定方法等について、この とおり決定してよろしいか。

<委員了承>

(議長)

では、そのように決定する。担当部の入れ替えがあるので、 一旦休憩とする。

<担当部入れ替え>

■弘前市りんご公園

(議長)

続いて、弘前市りんご公園の選定方法等について、農林部から説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

開館時間が年中無休となっているが、冬の期間は開館しているか。

(施設所管課)

開館時間は基本年中無休である。規則上は年末年始を休みとしているが、市の方針として年末年始も開館するという方向で運営している。

(委員)

現指定期間の収支状況に係る評価の部分で、適切な人員配置 を図る必要があるとのことだが、具体的に説明していただきたい。

また、来場者数の目標値について市としてこの内訳をどう考えているのか。

最後に、契約職員4名はパートとアルバイトで4名ということでよいか。また、人件費の予算内訳を教えていただきたい。 人件費が高めな感じがした。

(施設所管課)

人員配置については、令和元年度にりんご園地と駐車場を拡張し、さらにりんごの家のB棟を増築していることから、前回の募集の際には拡張前の人員配置であったところ、今回は拡張分を見込み増員した。現在は施設長1名と管理業務従業者1名、パート・アルバイト4名の計6名であるが、今回は施設長と管理業務従事者1名の正職員2名と、パート職員4名、臨時職員2名ということで、全部で8名分の人件費を積算している。

続いて目標値であるが、年間 16 万人の目標値としている。この中身としては、新型コロナの影響を受けていない平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間の平均値 15 万人に、さらに 1 万人を上乗せして来客の増を目指すという目標値を設定している。

(委員)

目標値16万人の内訳を教えてほしい。市内、県外、外国人観光客の割合など。どこを伸ばして1万人の上乗せを期待しているのか。人件費に関しても人数ではなく金額の内訳を。

(施設所管課)

正職員の施設長の給料が約380万円、従事者の給料が約330万円である。また、常用パート職員は1名あたり約170万円、 臨時職員が1名あたり約55万円で積算している。

(施設所管課)

目標値の内訳であるが、大体 6 割ぐらいが県内の利用者となっている。令和 4 年度の実績では、全体で 8 万 3,000 人の利用者に対して、県内が 5 万 4,000 人、県外が 2 万 8,000 人である。これからは、県外、特に外国人の割合を伸ばしたい。現状、外国人利用者はおよそ 2,000 人弱しか来ていない状況だが、コ

ロナが明けてインバウンドが復活するので、ここをまず伸ばして、そして県外全体をさらに伸ばしていきたい。

(委員)

収支状況の実績における人件費と収支予算の人件費との差について確認したい。令和4年度人件費の実績が1,967万円であるのに対し、次年度収支予算では当年度から増額しているものの、実績値とはかけ離れている。この人件費の差について説明いただきたい。

(施設所管課)

実績については、市が本来アルバイトで積算していたものを、パート職員や契約職員など単価の高い雇用をしているためだと聞いている。市としては、来年度からの指定管理料の積算に当たっては、前回アルバイトで想定していたところは今回もアルバイトとして積算しているため、その差が大きく出ているものと捉えている。

(委員)

令和4年度の実績と令和5年度の当年度収支予算とでは、人件費が約600万円違っているが、これはどういう理由か。

(施設所管課)

当年度の収支予算は、平成30年度に指定管理を導入した当時の積算金額を記載しているため、大きく金額が変わっている。

なお、次年度の収支予算ではリニューアルで拡張した園地の 本格稼働に合わせた人件費の積算をしている。

(委員)

そうすると、当初想定した人件費の予算と比べて、実績はかなり多くかかっていたということ。市としてはアルバイトで積算していても、実態がこのような状況であって、指定管理者が毎年収支マイナスのままで続けてきたというのが事実かと思う。これで、実際に運営していけるのかどうか心配だが。

(施設所管課)

様々な原因があるとは思うが、アルバイトを募集しても集まらないというところが大きい原因だと聞いている。募集しても、他の業種と比べて単価の面でなかなか集まらない。そのため、より待遇が良いパート職員などに切り替えて、単価が上がってしまうと聞いている。

しかしながら、市としてはアルバイトでできる業務はアルバイトでやっていただきたいと考えており、募集方法の工夫などで頑張っていただきたいと思っている。

(委員)

市の考え方もわかるが、実際にやる方は大変かと。募集しても応募がないのはどの業種でも見られることで、ある程度お金

をかけなければ人が来ないと思う。

それらを考慮して予算立てしないと、請け負ったはいいが常に赤字なのであれば指定管理者もやる気がなくなるだろう。あまりにも苦しい状況だとまずいのではないか。本当に大丈夫なのかという不安がある。

(委員)

応募がないのは立地の面もあるのではないか。アルバイトの 移動手段という点で。

施設長の人件費が若干高い感じがしなくはないが、適正な人数と適正な人件費は必要だと思う。積算で増員した一方で、アルバイトで人のやりくりをというのが、果たして成立するのだろうか。

(議長)

その点について何か答えられるか。

(施設所管課)

先ほどの正職員1人当たりの人件費、パート1人当たりの人件費、その他臨時の分も含めて、全体で調整できればと考える。 人件費以外の事務費や管理費なども含めて工面できればよいかと考える。

(委員)

指定管理料も以前に比べれば500万円ほど増えていると思うが、単純に令和4年度の実績では690万円のマイナスになっているので、差し引き170万円ぐらいの赤字かと思う。

ただ、少しさかのぼると令和3年度は400万円の赤字、令和2年度は240万円の赤字だから、今回500万円増えればまかなえるという見方もできる。あくまで令和4年度が例外的だという話であればやっていけるかもしれないが、この辺はどう捉えているか。

(施設所管課)

令和4年度が突出して多い状況にあるので、例えば職員の配置や頑張ってアルバイトを募るなどの指定管理者の努力に経費の削減などをプラスして、この指定管理料でやっていきたいと考える。

(委員)

アルバイトが集まらない状況は世の中全体としてあるので、いくら指定管理者が頑張ってもどうにもならないかもしれない。そういった状況が目につくようであれば、例えば最低賃金が上がった場合などは状況に応じて指定管理料の増額もあると聞いているので、それらも含めて検討してほしい。

(委員)

基準書6ページの上の方、(4) に「緊急時対策及び防犯・防

災対策について、マニュアルを作成し・・・」とあるが、現在、 これらのマニュアルは作成され体制が整っているのか。

(施設所管課)

指定管理者がマニュアルを作成し適正に運営している。

(委員)

地震やJアラートなどもあるので、日本人はもちろんだが、 外国人の誘客を図っていくということであれば多言語に対応で きるマニュアルも必要。りんご公園全体の敷地も広いので、ど うやって誘導するかなども合わせて体制整備をお願いしたい。

(議長)

今の意見については、よろしくお願いしたい。

ほかによろしいか。それでは弘前市りんご公園の選定方法等 について、このとおり決定してよろしいか。

<委員了承>

(議長)

それでは、このように決定する。

<担当部入れ替え>

■鳴海要記念陶房館

(議長)

続いて鳴海要記念陶房館の選定方法等について教育委員会から説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

令和4年度の利用料金が過去に比べて上がっている理由と、 令和元年度と令和2年度で人件費が大きく違う点を教えていた だきたい。それから1回あたりの利用料金はいくらか。

(施設所管課)

利用料金が少ないことが課題であったところ、指定管理者の 工夫で魅力ある自主事業を多数開催し、訪れた人をうまく有料 施設に誘導して利用料金に結びつけていくなどの努力が実った ものと考えている。

令和元年度と令和2年度の人件費の差は、新型コロナの影響で臨時休館をせざるを得なくなったこと等もあって、臨時職員に係る人件費の減が影響している。

現在の入館料は一般で200円である。

(委員)

市の広報を見ると陶房館の催しによく目が行くので自主事業を一生懸命やられている感じはしていた。収入が 1.5 倍になるほど利用者数が増えているようには見えないが、利用料金には結びついたということで、収入にうまく結びつけるところを期待して今回は利用料金収入の予算を大幅に引き上げたということか。

(施設所管課)

次年度からの指定管理料の積算では利用料金収入を3倍の30万円と見込んだ。実績から見て難しい数字ではあるが、この施設の指定管理が始まった当初は30万円で計上していた。その後、収入アップに結び付く方策等をしっかり考えることとして、実績等を踏まえた形に下げつつ収入増に取り組むこととした経緯がある。

今回、直近の収入増に加え、指定管理者も入館料の見直し等を考えているとのことであるので、当初の水準に戻したもの。

(委員)

過去の支出に波があるものの、事務費の実績に対して指定管理料の積算が少ないと考えられるが、理由を教えてほしい。

(施設所管課)

当初、指定管理料では事務費を計上していなかったが、この 点について前回更新の際の審議会で指摘を頂戴したこともあ り、今回はトイレットペーパーなど必要経費を適正に積算して 指定管理料に反映させている。

過去の実績との差は大きいが、この部分は指定管理者自身が 施設を運営するに当たって必要と判断し、自社の持ち出しにて 対応してきたものである。

(委員)

令和 4 年度にその他の収入として約 221 万円の繰り入れがあるので、要は運営に約 646 万円かかっているにも関わらず、指定管理者に 200 万円負担してもらって運営しているのが実情だと。これを前提に指定管理料を設定するということが果たして妥当なのだろうかという点については、どう考えているか。

(施設所管課)

確かにその点は毎回話題になるが、それありきの認識ではなく、市として施設を適正に管理できる指定管理料を積算してい

る中で、それに対して指定管理者が岩木地区を活性化させるために尽力してくださっている、自社の公益事業として計画に基づいて負担のない範囲で陶房館に繰入し、より魅力ある施設運営をしてくださっているということだと認識している。これについては市として本当に感謝している。

(委員)

市が求めている管理よりも上のレベルで指定管理者に管理していただいているという認識であると。必要分が足りないわけではなくて、最低限必要な管理は市の試算した金額でできるけれども、それを上回る管理をしていただいている状況だということか。

(施設所管課)

市の仕様では常時 1 人配置を求めており、実際、専門的な知識をもっている職員と、その職員が休む時などに臨時的に従事する人の分の経費しか指定管理料として積算していない。これに対して、指定管理者では長年地域のためにやってきたということもあって 1 人+ α で対応しており、施設に行くと職員が 2 人いる時がある。そういった経費が実績には全部含まれていて、自ら繰り入れをしてでもこの施設を充実させたいという思いがこの収支の中に表れているのだと。

事業費も同じで、自分たちでも出しているところがあって、 市として最低限の指定管理料はお支払いしていて、それに指定 管理者がプラスアルファしてやっていただいているような状況 である。

(委員)

指定管理者は、その管理料で満足しているのか。普通であれば赤字なので追加してくださいということになるかと思うが。 その辺の話し合いは。

(施設所管課)

募集要項などを通知する際に毎回話にはなる。指定管理者としても指定管理料が多ければ確かに良いだろうけれども、市の事情も理解いただいており、今後も継続してお互いこの施設を盛り上げていこうという共通認識を持ち、管理料についてもご理解をいただいているところである。

(委員)

ここを訪れる方は市民が大半で、観光客が来ることはあまりないものか。

(施設所管課)

ほぼ市民である。

(施設所管課)

受付では市民と市外を分けて来館者のカウントをしていない

が、自主事業のイベントなどの周知が市の広報やホームページ が中心なので、そういう意味で市民の割合が多いのではないか。 (議長) その他よろしいか。それでは鳴海要記念陶房館の選定方法に ついて、このとおり決定してよろしいか。 <委員了承> (議長) それではこのように決定する。 <担当部退席> (議長) 本日予定の案件は以上となるが、この他何かあるか。 では今後の予定について事務局から説明をお願いする。 <事務局から今後の予定について説明> (議長) ただいまの説明について質問や意見はないか。 特に無いようなので、これで案件審議を終了する。 その他必要事項 会議は非公開である。